

平成28年度 倉庫業等税制一覽



(平成28年10月1日)

国土交通省 総合政策局 物流政策課 物流産業室

目 次

倉庫業に対する税制上の特例措置

[国 税 関 係]

I. 倉庫用建物等の割増償却	1
II. 中小企業者等の機械等の特別償却又は税額控除	4
III. 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例	7
IV. 特定資産の買換えの場合の課税の特例	7
V. 特定資産の交換に対する課税の特例	8
VI. 土地の売買による所有権の移転登記等の登録免許税率の軽減	8
VII. 地価税の非課税	8

[地 方 税 関 係]

I. 倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例	11
II. ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税の課税標準の特例措置	14
III. 事業所税の非課税及び課税標準の特例	14
IV. 軽油引取税の課税免除	16
V. 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例	17
VI. 特別土地保有税の非課税	17

倉庫業に対する税制上の特例措置

〔国 税 関 係〕

I. 倉庫用建物等の割増償却

青色申告書を提出する個人又は法人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する認定又は確認を受けたものが、昭和49年4月1日から平成30年3月31日までの間に、(1)「物資の流通の拠点となる区域」又は(2)「特定臨港地区」において、「倉庫用建物等」でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は「倉庫用建物等」を建設して、これを当該法人の倉庫業の用に供した場合には、その倉庫業の用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度の償却限度額は、普通償却限度額と当該普通償却限度額の100分の10に相当する金額との合計額とする。〔租税特別措置法第15条、第48条及び第68条の36、同法施行令第8条、第29条の6及び第39条の65、同法施行規則第6条の3及び第20条の22、第22条の43、H21.3.31国土交通省告示第374号及び第375号〕

1. 「倉庫用建物等」

「倉庫用建物等」とは、①倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物およびその附属設備並びに構築物のうち、2.以下の諸要件に該当するもの、かつ、②流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する特定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設であるもの。

2. 「物資の流通の拠点となる区域」

(1) 「物資の流通の拠点となる区域」とは、道路法第3条第1号に規定する高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち、物資の流通の拠点となる区域。〔H21.3.31国土交通省告示第374号 別表1〕

(2) 対象となる倉庫と要件

倉庫の種類		諸要件			
		床面積・容積	構造		設備
普通倉庫	平屋 (階数が1)	3,000 m ² 以上	耐火建築物又は 準耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫業法の施設設備基準に適合していること 主要構造部である柱及びはりが鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること 	<ul style="list-style-type: none"> 高規格バースを有すること (※1) 大型車対応荷さばき・転回場を有すること (※2) 到着時刻表示装置を有すること 流通加工の用に供する設備、データ交換システム (※3)、貨物保管場所管理システム (※4)、非常用データ保存システム、荷崩れ防止装置 (※5) を有すること 普通倉庫にあっては、最大積載荷重2トン以上のエレベーターを有すること(階数が2以上のものに限り、ランプウェイ構造を有する場合を除く) 冷蔵倉庫にあっては、強制送風式冷蔵装置を有すること
	多階建 (#2以上)	6,000 m ² 以上	耐火建築物		
冷蔵倉庫		6,000 m ³ 以上	耐火建築物又は 準耐火建築物		

※1：1の階のいずれかの外壁面のすべてに貨物の搬出入場所が設けられており（技術的に不可能な部分を除く）、当該貨物の搬出入場所から奥行5m以上の荷さばきの用に供する空間が施設内に設けられていること。

※2：当該倉庫の貨物の搬出入場所の前面に奥行15m以上の空地が設けられていること。

※3：データ交換システム：荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムをいう。

※4：貨物保管場所管理システム：電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。

※5：保管場所免震装置、保管棚制震装置、保管棚固定装置、貨物落下防止装置、パレット連結装置、貨物・パレット一体包装装置のいずれかをいう。

3. 「特定臨港地区」

(1) 「特定臨港地区」とは、以下に掲げる関税法第2条第1項第11号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第2条第4項に規定する臨港地区をいう。〔H21.3.31国土交通省告示第374号 別表2〕

釧路、苫小牧（北海道）、八戸（青森県）、仙台塩釜（宮城県）、鹿島（茨城県）、木更津、千葉（千葉県）、京浜（東京都、神奈川県）、新潟（新潟県）、伏木富山（富山県）、清水（静岡県）、三河、衣浦、名古屋（愛知県）、四日市（三重県）、阪神（大阪府、兵庫県）、東播磨、姫路（兵庫県）、和歌山下津（和歌山県）、水島（岡山県）、福山、広島（広島県）、徳山下松、三田尻中関（山口県）、関門（山口県、福岡県）、博多、苅田（福岡県）、大分（大分県）
[以上 28 港]

(2) 対象となる倉庫と要件

倉庫の種類		諸要件			
		床面積・容積	構造	設備	
普通倉庫	平屋 (階数が1)	3,000 m ² 以上	耐火建築物又は 準耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫業法の施設設備基準に適合していること 主要構造部である柱及びはりが鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること 	<ul style="list-style-type: none"> 高規格バースを有すること 大型車対応荷さばき・転回場を有すること 到着時刻表示装置を有すること 流通加工の用に供する設備、データ交換システム、貨物保管場所管理システム、非常用データ保存システム、荷崩れ防止装置を有すること 普通倉庫にあつては、最大積載荷重2トン以上のエレベーターを有すること(階数が2以上のものに限り、ランプウェイ構造を有する場合を除く) 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置を有すること
	多階建 (＃2以上)	6,000 m ² 以上	耐火建築物		
冷蔵倉庫		6,000 m ³ 以上	耐火建築物又は 準耐火建築物		
貯蔵槽倉庫		6,000 m ³ 以上	耐火建築物又は 準耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> 高規格バースを有すること 大型車対応荷さばき・転回場を有すること 到着時刻表示装置または特定貨物搬出用自動運搬機(※6)を有すること 搬入用自動運搬装置(※7)、搬出用自動運搬装置を有すること 流通加工の用に供する設備、データ交換システム、貨物保管場所管理システム、くん蒸ガス循環装置(※8)、くん蒸ガス保有力(※9)、非常用データ保存システム、荷崩れ防止装置を有すること 	

4. 附属機械設備と機能の要件 [H21. 3. 31 国土交通省告示第 375 号]

機械設備の種類	基 準
到着時刻表示装置	映像面の最大径が 38 センチメートル以上の表示器又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器をいう。
搬入用自動運搬装置 (※7)	荷揚げ能力が毎時 300 トン以上のもののうち、自動検量装置を有するものに限る。
くん蒸ガス循環装置 (※8)	臭化メチルの投棄後 2 時間以内に当該臭化メチルを均一化するものをいう。
くん蒸ガス保有力 (※9)	くん蒸ガス保有力 (貯蔵槽倉庫の容積 1 m ³ につき臭化メチルを 10 g 使用した場合の 48 時間後における当該臭化メチルの残存率をいう) が 55 パーセント以上のものであることとする。
特定貨物搬出用自動運搬装置 (※6)	搬出能力が毎時 100 トン以上のものをいう。
強制送風式冷蔵装置	圧縮機を駆動する電動機の定格出力が 3.7 キロワット以上のものに限る。

5. 証明書の添付

本制度の割増償却の特例適用を受ける場合は、最初の適用を受ける事業年度の確定申告書に、当該建物等の所在地を管轄する地方運輸局長等が特例に該当することを証明する書類を添付すること。

6. 備考

- (1) 法人が、公共上屋の上に倉庫を建設した場合には、その建設した倉庫について階数に係る条件に該当するかどうかを判定することに留意する。
[注] 公共上屋の上に 1 階の倉庫を建設した場合には、階数が 2 以上の倉庫には該当しない。[租税特別措置 (法人税関係) 基本通達 48-2]
- (2) 貯蔵槽倉庫とは、倉庫業法施行規則第 3 条の 9 に規定する貯蔵槽倉庫をいうので、容器に入れていない粉状若しくは液状又はばらの物品を保管する倉庫であっても、床式の倉庫は、これに該当しない。また、貯蔵槽倉庫の容積が 6,000 m³以上であるかどうかは、1 基の貯蔵槽倉庫 (連続した周壁によって外周を囲まれたもの又は同一の荷役設備により搬入若しくは搬出を行う貯蔵槽倉庫の集合体をいう) ごとに判定する。
[租税特別措置 (法人税関係) 基本通達 48-3]
- (3) 倉庫用建物等の割増償却の計算について、割増償却は当該割増償却の対象となる建物等について認められているのであるから、建物等で割増償却の対象とならないものがある時はもちろん、当該割増償却の対象となる建物等と種類及び耐用年数を同じくする他の倉庫用建物等であっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。[租税特別措置 (法人税関係) 基本通達 42-5~48(共)-1]
- (4) 法人が、その有する減価償却制度について、他の特別償却資産に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い償却不足額として記載している時 (その特別償却に係る特別償却準備金の積立不足額として処理した場合を含む。) は、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額にかかる特別償却の適用を受けたものに該当することに留意する。
[租税特別措置 (法人税関係) 基本通達 42-5~48(共)-2]

II. 中小企業者等の機械等の特別償却又は税額控除

青色申告書を提出する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等が、平成10年6月1日から平成29年3月31日までの期間内に、一定規模以上の特定機械装置等を取得又は製作して倉庫業の用に供した場合には、初年度に限り普通償却のほかに次の特別償却ができる。また、資本金3千万円以下の法人については、特別償却又は税額控除のいずれかの選択ができる。

(上乗せ措置)

上記中小企業者等が、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの期間内に、生産性の向上に資する一定規模以上の特定機械装置等(特定生産性向上設備等)を取得又は製作して倉庫業の用に供した場合には、初年度に限り上記特例措置のほかに次の上乗せ措置を受けることができる。また、資本金1億円以下の法人については、特別償却又は税額控除のいずれかの選択ができる。

[租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第42条の12の5及び第68条の11、同法施行令第5条の5、第27条の6及び第39条の41、同法施行規則第5条の8、第20条の2の2及び第22条の25]

1. 中小企業者に該当する法人

資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
但し、次の法人は除く。

- ① その発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
- ② その発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

大規模法人：資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいう。

2. 特別償却又は税額控除

- (1) 特別償却： 取得価額の100分の30(上乗せ措置)即時償却
- (2) 税額控除： 取得価額の100分の7(上乗せ措置)取得価額の100分の3

(ただし、法人税額の100分の20を限度とし、超過額は1年間繰り越して控除できる。)

(注)税額控除については、資本金3千万円以下の法人は100分の10、資本金1億円以下の法人は100分の7。

3. 特定機械装置等の対象設備

- (1) 機械及び装置：倉庫業の用に供するもの
- (2) 器具及び備品：

- ① 電子計算機(計数型の電子計算機のうち、処理語長が16ビット以上、かつ記憶容量が16メガバイト以上のもの、及び同時に設置する附属装置(入出庫装置、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置、電源装置))
- ② インターネットに接続されたデジタル複合機

(3) ソフトウェア：

対象となるもの：電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含む）。

対象とならないもの：

- ① 複写して販売するための原本
- ② 開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう）の用に供されるもの
- ③ 次に掲げるもの
 - イ．サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェア）
 - ロ．データベース管理ソフトウェア（データベースの生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウェアであって、他のソフトウェアに対して当該機能を提供するもの）又は当該データベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア
 - ハ．連携ソフトウェア（情報処理システムから指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、
 - a．日本工業規格 X0027 に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格 X4159 に適合する言語を使用して記述された指令を受けける機能
 - b．指令を行うべき情報処理システムを特定する機能
 - c．その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、当該情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能を有するもの
 - ニ．ファイアウォールソフトウェア（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を通過させる機能を有するソフトウェアであって、インターネットに対応するもの）

(4) 特定生産性向上設備等

① 機械及び装置

・最新モデル（ソフトウェアが組み込まれた機械及び装置は一代前モデルも含む。）、かつ、年平均1%以上の生産性向上要件を満たすものの。

② 電子計算機（サーバー用の電子計算機でOSを同時に取得又は製作されたものに限る。）

・最新モデル、かつ、年平均1%以上の生産性向上要件を満たすもの。

③ 試験又は測定機器

・最新モデル、かつ、年平均1%以上の生産性向上要件を満たすもの。

※最新モデル、生産性向上要件は、設備メーカーが工業会等から証明書をとることになっています。

④ ソフトウェア（設備の稼働状況等の情報収集・分析・指示機能を持つもの）

※ソフトウェアが設備の稼働状況等の情報収集・分析・指示機能を持つかどうかは、ソフトウェアを提供するベンダー側で、工業会等の証明書をとることになっています。

4. 取得価額の要件

- ① 機械及び装置：1台160万円以上
- ② 器具及び備品：電子計算機（複数台計120万円以上）、デジタル複合機（1台120万円以上）
- ③ 試験又は測定機器（複数台合計120万円以上）
- ④ ソフトウェア（複数基計70万円以上）

Ⅲ. 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例

青色申告書を提出する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等が、平成18年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に、取得又は製作若しくは建設し、かつ当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満のもの（少額減価償却資産）は、取得時にその取得価額の全額を損金算入（即時償却）することができる。〔租税特別措置法第67条の5、同法施行令第39条の28〕

1. 中小企業者に該当する法人：Ⅱ. に規定するものと同様
2. 少額減価償却資産の取得価額の限度額：300万円（年間合計額）

Ⅳ. 特定資産の買換えの場合の課税の特例

個人が昭和45年1月1日から平成29年12月31日まで、又は法人が昭和45年4月1日から平成29年3月31日までの間に、次に該当する特定の資産（たな卸資産を除く。）を譲渡し、その譲渡をした事業年度において、次に該当する買換資産を取得し、その取得した日から1年以内に倉庫業の用に供したとき又は供する見込みのあるときは、その買換資産について圧縮限度割合（最大100分の80）まで圧縮記帳ができる。

〔租税特別措置法第37条、第65条の7、第65条の8、第68条の78、第68条の79、同法施行令第25条、第25条の2、第39条の7、同法施行規則第18条の5、22条の7〕

1. 対象地域

(1) 既成市街地等（東京、大阪、名古屋等の地域をいう）の内から外への買換え（第1号）

- ・買換資産の対象を三大都市圏の近郊整備地帯、都市開発区域等及び政令指定都市の市街化区域にあるものに限定。
- ・譲渡資産については所有期間10年超のものに限る。

(2) 長期所有資産（所有期間10年超の資産）から国内の資産への買換え（第9号）

- ・東京23区←地方^{※1}の場合は100分の70
- ・首都圏近郊整備地帯等^{※2}←地方の場合は100分の75
- ・上記以外は100分の80

※1 東京23区及び首都圏近郊整備地帯等を除いた地域

※2 東京23区を除く首都圏既成市街地、首都圏近郊整備地帯、近畿圏既成都市区域、名古屋市の一部

2. 対象資産

- (1) 譲渡資産 土地、建物又は構築物
- (2) 買換資産 土地、建物又は構築物

3. その他

この特例を受けた資産については、「倉庫用建物等の割増償却」、「中小企業者の機械等の特別償却」等は適用されない。

V. 特定資産の交換に対する課税の特例

IV. の特定資産の買換えに代えて資産を交換した場合には、その交換は次により買換えをしたものとみなし、特例の適用を受けることができる。

- (1) 交換により譲渡した資産は、交換の日において同日における価額で譲渡したものとする。
- (2) 交換により取得した資産は、交換の日において同日における価額で取得したものとする。

なお、交換譲渡、交換取得の時期、範囲、対象資産はIV. と同様。

VI. 土地の売買による所有権の移転登記等の登録免許税率の軽減

個人又は法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、登録免許税法別表第一第一号に掲げる不動産について次の登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、次に掲げる割合とする。〔租税特別措置法第 72 条〕

- (1) 土地に関する売買による所有権の移転登記 1,000 分の 15
- (2) 土地に関する所有権の信託登記 1,000 分の 3

VII. 地価税の非課税

倉庫業の用に供する施設に係る土地等に対しては、地価税を非課税とする。〔地価税法第 6 条第 5 項、別表第一、十三、ロ〕

(要件)

- (1) 倉庫業の用以外の用に供されている部分については、床面積割合に応じて除く。
- (2) 倉庫業の用に供する施設等として使用されている建物等が、貸し付けられているものであるときは、当該建物等が専ら倉庫業の用に供する施設等として使用されており、かつ、一の者に対して貸し付けられている場合に限る。

(注 1) 一定の要件をみたすいわゆる「集団化倉庫」の用に供される土地等についても非課税措置の適用がある。

(注 2) 当該建物に区分所有権が設定されている場合は、当該区分所有権毎に一棟の建物とみなされる。

◎ 平成 10 年 4 月 1 日以降、当分の間地価税は課税停止。

(備考)

1. 倉庫業に係る地価税の取扱い (H3. 6. 26 貨施第40号)

(1) 非課税措置の具体的内容としては、倉庫の用に供されている土地等（倉庫の用以外の用にも供されているときはその部分を除いた部分）とする。

ただし、当該倉庫の用に供する施設等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは当該建物等が専ら倉庫の用に供する施設等として使用されており、かつ一の者に対して貸し付けられている場合に限りその土地等を非課税とする。

(2) (1)のただし書きの趣旨は、土地等の所有者自身がその上に所有する建物を非課税用途の施設の用に供している場合を非課税とするを原則としつつ、当該土地等の所有者自身が当該建物を非課税用途の施設の用に供していない場合（すなわち当該建物を貸し付けている場合であっても、非課税用途に使用する一の者に貸し付けているものについては土地・建物の所有者と借り主との一体性を極めて強いものとみなしてこれを非課税とすることとしたものと説明されている。

2. 地価税の非課税対象である営業倉庫の用に供されている土地等の範囲 (H4. 6. 22 運貨施第81号)

(1) 普通倉庫（野積倉庫を除く）及び冷蔵倉庫

(a)及び(b)を中心として、(c)以下に掲げる施設、場所等で構成される一体的区域

(a)倉庫建物（寄託を受けた貨物を保管するための施設であって、当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が管理する倉庫業者登録簿にその所管面容積が記載される倉庫建屋。）

(b)事務所（(a)の倉庫建屋と効用上一体となって運用されている現場で入出庫、保管等に係る事務処理を行う事務所。）

(c)荷捌き場（貨物の搬入出のために一時的に積み卸し、仕分け等を行う場所。）

(d)トラックヤード（貨物の搬入出を行うトラック等が停車し、又は移動するための場所。）

(e)通路（貨物の搬入出を行うトラック、フォークリフト等の通路。）

(f)荷役機械等の資材置場（貨物の入出庫、庫内における積み付け等を行うためのフォークリフト、ベルトコンベア等の荷役機械やコンテナ、コンテナシャーシー、パレット等の資材を保管する施設又は場所。）

(g)仕分け等作業用施設（貨物の搬入出の際に梱包、ラベル貼り等を行う施設であって、(a)の倉庫建て屋と効用上一体となって運用されているもの。）

(h)変電所・冷凍機械室（当該倉庫に電力を供給するため高圧電力を変圧する施設及び(a)の倉庫建屋に冷気を供給するための冷凍機械室。）

(i)保安要員詰所等（貨物の入出庫、庫内における積み付け等の荷役作業に従事する作業員及び現場の事務処理に従事する事務職員のために設けられた休憩室、シャワー室等の施設を含む。）

(j)排水溝（当該倉庫への水の侵入を防止するための排水溝。）

(k)緑地帯等（地方自治体の条例等で設置が義務付けられているもの。）

(2) 野積倉庫

寄託を受けた貨物を野積保管するための工作物又は土地であって、当該野積倉庫の所在地を管轄する地方運輸局が管理する倉庫業者登録簿

にその所管面積が記載されるもの及び i) (b) の事務所を中心として、 i) (c) 以下に掲げる施設、場所等で構成される一体的区域。

(3) 水面倉庫

寄託を受けた貨物を水面保管するための水面であって、当該水面倉庫の所在地を管轄する地方運輸局が管理する倉庫業者登録簿にその所管面積が記載されるもの及び i) (b) の事務所を中心として、 i) (c) 以下に掲げる施設、場所等で構成される一体的区域。

3. 集団化倉庫に関する地価税の取扱い (H4. 6. 22 運貨施第82号)

次の要件に適合する建物等については、倉庫業の集団化事業におけるその貸主、借主間及び借主相互間の一体性に鑑み地価税法施行令第7条第3項に規定する建物等に該当する。

「専ら倉庫業の用に供されている建物等であって、当該建物等を有する者が倉庫業法第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人（当該法人が借り受け倉庫業者が当該建物等を有する法人に出資している者に限られ、かつ当該借り受け建物等に係る倉庫業法の登録又は変更登録にあたっていわゆる集団化倉庫・倉庫団地の他の倉庫業者との提携、一体的な対処、協力を図る旨の条件が付されているもの）。」

4. 建物の区分所有に関する取扱い (地価税法第2条第9号)

当該建物に区分所有権が設定されている場合は、区分所有権の目的とする旨の登記がされているもの毎に一棟の建物とみなされる。

〔地方税関係〕

I. 倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

平成 23 年改正法の施行の日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、倉庫業者が、流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫を(1)「臨港地区の区域」又は(2)「物資の流通の拠点となる区域」において新設又は増設（増設の場合は当該部分）した場合、その固定資産税及び都市計画税の課税標準は、新たに課税される年度から 5 年度分までは 2 分の 1 とする。

また、当該特定倉庫に附属する機械設備（到着時刻表示装置、特定搬出用自動運搬装置）については課税標準を 4 分の 3 とする。

〔地方税法附則第 15 条第 1 項、同法施行令附則第 11 条第 1 項～3 項、同法施行規則附則第 6 条第 1 項～8 項、H17. 9. 30 国土交通省告示 1063 号〕

1. 対象業者

- ・倉庫業者（倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する者）
- ・倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で、下記の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するものとする。
 - （ア）事業協同組合で倉庫業者のみを構成員とするもの
 - （イ）株式会社で当該株式会社に出資した倉庫業者がその発行済株式の総数の 9/10 以上に相当する株式を所有するもの

2. 流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫の諸要件

(1) 倉庫業法第 6 条第 1 項第 4 号の基準に適合し、かつ専ら他人の物品の保管の用に供するものであること。

かつ、

(2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する認定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設であること。

3. 「臨港地区」

(1) 「臨港地区」とは、関税法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第 2 条第 4 項に規定する地区をいう。

紋別、網走、花咲、釧路、十勝、苫小牧、室蘭、函館、小樽、石狩湾、留萌、稚内（北海道）、青森、八戸（青森県）、宮古、釜石、大船渡（岩手県）、石巻、仙台塩釜（宮城県）、秋田船川、能代（秋田県）、酒田（山形県）、相馬、小名浜（福島県）、日立、常陸那珂、鹿島（茨城県）、木更津、千葉（千葉県）、京浜（東京都、神奈川県）、横須賀（神奈川県）、姫川、直江津、柏崎、新潟（新潟県）、伏木富山（富山県）、七尾、金沢（石川県）、内浦、敦賀、福井（福井県）、田子の浦、清水、御前崎（静岡県）、三河、衣浦、名古屋（愛知県）、四日市、津、尾鷲（三重県）、宮津、舞鶴（京都府）、阪南（大阪府）、阪神（大阪府、兵庫県）、東播磨、姫路、相生（兵庫県）、新宮、和歌山下津（和歌山県）、境（鳥取県、島根県）、浜田（島根県）、宇野、水島（岡山県）、福山、尾道糸崎、竹原、呉、広島、土生（広島県）、岩国、平生、徳山下松、三田尻中関、宇部、萩（山口県）、関門（山口県、福岡県）、徳島小松島、橘（徳島県）、宅間、多度津、丸亀、坂出、

高松（香川県）、宇和島、松山、今治、新居浜、三島川之江（愛媛県）、高知、須崎（高知県）、博多、苅田、三池（福岡県）、唐津（佐賀県）、伊万里（佐賀県、長崎県）、長崎三重式見、松島、佐世保、松浦、巖原（長崎県）、水俣、八代、三角、熊本（熊本県）、中津（福岡県、大分県）、大分、佐賀関、津久見、佐伯（大分県）、細島、油津（宮崎県）、志布志、鹿児島、喜入、枕崎、川内（鹿児島県）、金武中城、那覇、平良、石垣（沖縄県）
 [以上 120 港]

(2) 対象となる倉庫と要件

倉庫の種類		諸要件			
		床面積・容積	構造	設備	
1 類倉庫	平屋 (階数が 1)	3,000 m ² 以上	耐火建築物又は 準耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫業法の施設設備基準に適合していること 主要構造部が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造（骨格材の肉厚が 3mm 以上）であること 特定流通業務施設に該当すること 	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫の 1 階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設置されていること 貨物の搬出入場所から奥行 5m 以上の荷さばきの用に供する空間を有すること 貨物の搬出場所の前面に奥行 15m 以上の空地を有すること 貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設、または到着時刻表示装置のいずれかを有すること 流通加工の用に供する空間、データ交換システム、貨物保管場所管理システム、非常用データ保存システム、荷崩れ防止装置を有すること 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置を有すること
	多階建 (# 2 以上)	6,000 m ² 以上	耐火建築物		
冷蔵倉庫		6,000 m ³ 以上	耐火建築物又は 準耐火建築物		
貯蔵槽倉庫		6,000 m ³ 以上	耐火建築物又は 準耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> 搬入用自動運搬装置、搬出用自動運搬装置を有すること 貨物の搬出場所の前面に奥行 15m 以上の空地を有すること 貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設、到着時刻表示装置または特定搬出用自動運搬装置のいずれかを有すること データ交換システム、貨物保管場所管理システムを有すること 	

4. 「物資の流通の拠点となる区域」

(1) 「物資の流通の拠点となる区域」とは、道路法第3条第1号に規定する高速自動車国道若しくは同法第48条の4に規定する自動車専用道路とそれ以外の道路との連結地点からの距離が5km以内の区域をいう。[H17.9.30国土交通省告示第1063号]

(2) 対象となる倉庫と要件

倉庫の種類		諸要件		
		床面積・容積	構造	設備
1類倉庫	平屋 (階数が1)	3,000 m ² 以上	耐火建築物又は 準耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫の1階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設置されていること 貨物の搬出入場所から奥行5m以上の荷さばきの用に供する空間を有すること 貨物の搬出場所の前面に奥行15m以上の空地を有すること 貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設、または到着時刻表示装置のいずれかを有すること 流通加工の用に供する空間、データ交換システム、貨物保管場所管理システム、非常用データ保存システム、荷崩れ防止装置を有すること 冷蔵倉庫にあっては、強制送風式冷蔵装置を有すること
	多階建 (〃2以上)	6,000 m ² 以上	耐火建築物	
冷蔵倉庫		6,000 m ³ 以上	耐火建築物又は 準耐火建築物	

5. 附属機械設備と機能の要件 [地方税法施行令附則第11条第3項、同法施行規則附則第6条第8項]

機械設備の種類	基 準
到着時刻表示装置	映像面の最大径が38センチメートル以上の表示器または倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器であること。
特定搬出用自動運搬装置	貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であり、かつ、搬出能力が毎時100トン以上であり、かつ、自動検量装置付のものであること。

6. 証明書の添付

本制度の課税標準の特例を受ける場合は、地方運輸局長等が倉庫、附属機械又は設備の規模、構造等が特例に該当することを証明する書類を添付すること。

II. ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税の課税標準の特例措置

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項第2号に掲げる機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を除き、同項に規定する業務用の機器に限る。）であつて冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもので総務省

令で定めるもののうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の特例は次のとおり。

〔地方税法附則第15条第38項、同法施行令附則第11条第2項第1号、同法施行規則附則第6条第1項第2号〕

1. 対象機器

- ・倉庫用冷蔵装置又は冷凍装置（倉庫内の温度を摂氏10度以下に保つ冷蔵又は冷凍能力を有する冷蔵装置又は冷凍装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の送風装置を含む。）

2. 課税標準の特例

- ・当該機器に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額。（当該倉庫が2以上の市町村にわたって所在する場合は4分の3。）

Ⅲ. 事業所税の非課税及び課税標準の特例

倉庫業を営む者が、その本来の用に供する倉庫（これらの者に利用させるための倉庫を設立することを目的とした法人で、これらの者の共同出資に係るもの及び国又は地方公共団体等が共同若しくは全額出資して設立する法人を含む）についての事業所税の非課税及び課税標準の特例は次のとおり。

1. 非課税

施 設	資 産 割	従業者割
独立行政法人中小企業基盤整備機構法の中小企業の集積の活性化等に寄与する倉庫 〔地方税法第701条の34第3項第19号、同法施行令第56条の35第3項〕	非課税	非課税

2. 課税標準の特例の範囲

施 設	資 産 割	従業者割
1. 臨港地区内倉庫（港湾法第2条第5項） 〔地方税法第701条の41第1項第11号、同法施行令第56条の62〕	3/4 控除	1/2 控除
2. 流通業務地区内倉庫（流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項） 〔地方税法第701条の41第1項第18号〕		

3. 上記1.及び2.以外の地区内倉庫（倉庫業法第7条第1項） 〔地方税法第701条の41第1項第14号〕	3/4 控除	—
--	--------	---

上記表2.の1.臨港地区内倉庫、2.流通業務地区内倉庫、及び3.その他地区内倉庫で当該指定都市等における事業所床面積の合計面積が3万m²未満のものについては、上記表によらず資産割、従業者割に係る事業所税の全部について〔免除〕である。

〔平成5年4月1日付自治市第31号自治省市町村税課長内かんによる。〕

なお、「平成12年4月1日付自治市第11号第12号」により、地方分権推進計画を踏まえ、上記の減免通知については、一度廃止すると共に、その取扱いについては従前の取扱いを考慮し、適宜減免することが適当である旨の助言通知に切り替える。

3. 事業所税課税団体（76 団体）

(1) 東京都（特別区の区域に限る）（1 団体）

(2) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市（19 団体）

札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

(3) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地を有する市（3 団体） 川口市、武蔵野市、三鷹市

(4) 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市（5 団体） 守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 人口30万人以上で、政令で定める市（48 団体）

旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

(参考)

◎ 課税標準、免税点、税率及び納税義務者

- | | | |
|--|---|-----------------------------------|
| <p>① 資産割 法人にあつては、事業年度終了の日現在における事業所の床面積が
1,000 m²を超えるもの
個人にあつては、その年の12月31日現在における事業所の床面積が
1,000 m²を超えるもの</p> | } | 1 m ² 当り 600 円(年)使用者負担 |
| <p>② 従業者割 法人にあつては、事業年度中に支払われた従業者給与総額
個人にあつては、その年度中に支払われた従業者給与総額</p> | } | 給与総額の0.25%(年)使用者負担 |

但し、月平均従業者数が 100 人を超えているもの

[地方税法第 701 条の 40 第 1 項、第 701 条の 43、第 701 条の 42 第 1 項、第 701 条の 32]

◎ 新增設に係る事業所税は、平成 15 年 3 月 31 日をもって課税廃止。

IV. 軽油引取税の課税免除

平成 30 年 3 月 31 日までに、倉庫業を営む者の倉庫において、専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械（道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油の引取りに対しては、軽油引取税の課税が免除される。

この場合は予め道府県知事に申請して免税証の交付を受ける必要がある。

[地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号、同法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 6 号、地方税法第 144 条の 21、同法施行令第 43 条の 15]

V. 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例

平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率は、第 73 条の 15 の規定にかかわらず、次の税率とする。

(1) 土地 100分の3 [地方税法附則第 11 条の 2]

VI. 特別土地保有税の非課税

倉庫業を営む者（水面倉庫のみを設置する者を除く。）が、倉庫業の用に供する土地又はその取得する土地に対しては、特別土地保有税を非課税とする。[地方税法第 586 条第 2 項の十六、同法施行令第 54 条の 24、同法施行規則第 16 条の 13]

◎ 当分の間、平成 15 年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。 [地方税法附則第 31 条]